

令和7年中所得の申告について(お願い)

日ごろから国民健康保険事業にご協力いただき、ありがとうございます。
 さて、令和8年度の国民健康保険料(以下、「保険料」という)は、主に令和7年中の所得により算出されますが、現時点で世帯主および国民健康保険加入者(以下、「国保加入者」という)等の所得が把握できていない世帯へ、この「国民健康保険料に関する所得申告書」(以下、「申告書」という)を送付しています。右の記入例を参考に記入の上、同封の返信用封筒で郵送されるか、この欄右下の二次元コードを読み取り、「姫路市オンライン手続きポータルサイト」よりオンラインで申告してください。

なお、令和8年1月1日現在、姫路市に住民登録されている方で、勤務先から市民税課へ給与支払報告書が提出されている方、及び確定申告の期限内に確定申告や市民税申告をされた方(される予定の方も含む)へもこの申告書が届く場合がありますが、行き違いですので提出の必要はありません。確定申告等の内容を当方が把握するまでに日数を要しますことをご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、この申告書のご提出をいただいた後に、ご申告いただいた金額と異なる金額を確定申告等なされたことにより、年度途中の納期分から保険料が変更する場合がありますので、ご了承ください。



記入例

令和X年度 国民健康保険料に関する所得申告書

〇〇市長 〇〇〇〇 殿

住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX TEL XXX-XXX-XXXX
 氏名 XXX XXX 被保険者番号 XXXXXXXX

所得金額(令和X年1月から12月までの所得)について下記該当欄に記入してください。

なお、住所・氏名は、必ず記入してください。

内容		宛番号 氏名 生年月日	12345678 国保 太郎 (H02.04.01)	12345679 国保 花子 (S33.04.15)	12345680 国保 一郎 (S32.09.1)
職業	該当するものに〇印を記入 その他の場合は具体的に記入してください		学生・無職・パート・アルバイト・自営業・会社員・その他 ()	学生・無職・パート・アルバイト・自営業・会社員・その他 ()	学生・無職・パート・アルバイト・自営業・会社員・その他 ()
税申告	税務署や市民税課への税申告の有無等		<input type="checkbox"/> 申告済(以下記入不要) <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 1月2日以降海外転入	<input type="checkbox"/> 申告済(以下記入不要) <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 1月2日以降海外転入	<input type="checkbox"/> 申告済(以下記入不要) <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 1月2日以降海外転入
収入なし	収入がない場合または非課税所得(※)のみの場合、✓印を記入 ※障害年金・遺族年金・遺族恩給・傷病恩給・雇用保険・傷病手当・奨学金等		<input type="checkbox"/> 収入なし <input type="checkbox"/> 非課税所得のみ ※いずれかに✓印を記入した場合は以下記入不要	<input type="checkbox"/> 収入なし <input type="checkbox"/> 非課税所得のみ ※いずれかに✓印を記入した場合は以下記入不要	<input type="checkbox"/> 収入なし <input type="checkbox"/> 非課税所得のみ ※いずれかに✓印を記入した場合は以下記入不要
給与	給与収入がある場合は給与所得控除前の収入額・特定支出額・調整控除額を記載してください。		主たる給与 2,000,000 円 従たる給与 円 特定支出額 円 調整控除額 円	主たる給与 円 従たる給与 円 特定支出額 円 調整控除額 円	主たる給与 円 従たる給与 円 特定支出額 円 調整控除額 円
	専従者給与収入がある場合は給与所得控除前の収入額・事業主氏名および続柄を記載してください		専従者給与 円 事業主氏名 (続柄)	専従者給与 円 事業主氏名 (続柄)	専従者給与 円 事業主氏名 (続柄)
年金	年金収入がある場合は年金の種類および収入額を記載してください ※障害年金・遺族年金等の非課税所得は含まない		()年金・恩給 円 収入	(厚生)年金 恩給 1,200,000 円 収入	()年金・恩給 円 収入
営業等	営業等(※)の所得がある場合は所得の種類・経費計算後の所得金額を記載してください また、前年以前からの純損失の繰越控除額がある場合は繰越純損失額を記載してください ※営業・農業・不動産・配当・山林・雑所得・一時所得・その他課税所得等		()所得 円 ()所得 円 ()所得 円 繰越純損失額 円	()所得 円 ()所得 円 ()所得 円 繰越純損失額 円	(営業)所得 500,000 円 (不動産)所得 1,000,000 円 ()所得 円 繰越純損失額 円
分離所得	分離譲渡所得がある場合は所得の種類・収入額・必要経費・特別控除額・上場株式等譲渡所得額・上場株式等配当所得額を記載してください		所得の種類 長期・短期 収入額 円 必要経費 円 特別控除額 円 上場株式等譲渡 円 上場株式等配当 円	所得の種類 長期・短期 収入額 円 必要経費 円 特別控除額 円 上場株式等譲渡 円 上場株式等配当 円	所得の種類 長期・短期 収入額 円 必要経費 円 特別控除額 円 上場株式等譲渡 円 上場株式等配当 円
専従控除	専従者控除額がある場合は控除額を記載してください		控除額 円	控除額 円	控除額 円

この申告書は、国民健康保険税(料)条例によるもので、住民税の申告書とは、異なります。

●所得申告の対象について

保険料の軽減判定のため、当該世帯の国保加入者全員の所得申告が必要となります。
 ※収入が無い場合においても、申告が必要となります(ただし、23歳未満の無収入の方は除きます)。
 ※確定申告等で扶養家族(扶養控除、配偶者控除の対象者)となっている国保加入者についても、申告は必要です。

国民健康保険に加入されていない世帯主や国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された人についても、軽減判定のために所得の申告が必要ですので、この申告書の提出をお願いします。

後期高齢者医療制度の保険料算定時に、後期高齢者医療制度加入者と同一世帯である国保加入者の申告書を利用することがあります。

●令和8年1月2日以降に姫路市へ転入された加入者の方へ

令和7年中の所得が把握できないため、勤務先で源泉徴収されていた方や、確定申告等で所得の申告をされている方であっても、この申告書の提出をお願いします。

なお、姫路市から前住所地への所得照会を行いますので、後日所得照会の結果により、年度途中の納期分から保険料が変更する場合があります。ご了承ください。

●申告書の注意点

- この申告書は、保険料の賦課に関するものなので、所得証明書が必要となる方は市民税課での申告が必要です。
- この申告書は、保険料の賦課資料や、高額療養費の所得区分の判定に使用しますので、世帯主及び国保加入者の方は所得がない場合であっても提出が必要です(ただし、23歳未満の無収入の方は除きます)。ご提出がない世帯は、保険料の軽減判定の対象外となる場合や、高額療養費の所得区分が最高額の区分とみなされる場合がありますので、必ず提出期限内にご提出ください。
- 各種控除を適用することで住民税が非課税となる収入の方は、必要に応じて市民税課で申告を行ってください。(この申告書では各種控除は反映されません。)

●記入上の注意(令和7年1月から12月までの1年間の収入をご記入ください。)

右記の記入例を参考に、ご記入ください。

<h4>① 納付義務者の情報</h4> <p>●世帯主の「住所」「氏名」「TEL」の各欄をご記入ください。</p>	<h4>② 個人ごとの収入</h4> <p>●対象者の方それぞれについて、収入があった方は「税申告」欄の当てはまるものに✓印を記入いただき、「収入あり」欄の該当収入欄にご記入ください。 ※1月2日以降に海外から転入された方は「1月2日以降海外転入」に✓印を記入してください。 ●収入がなかった方は、「収入なし」欄の「収入なし」「非課税所得のみ」のいずれかに✓印をご記入ください。 ※障害年金・遺族年金、雇用保険の失業等給付、健康保険等の保険給付(傷病手当・休業手当・出産一時金など)、労働災害補償保険の保険給付、児童手当・児童扶養手当、生活保護等の公的扶助等の非課税所得のみの収入の方は、「非課税所得のみ」を選択してください。</p>	<h4>③ 給与収入がある方</h4> <p>●給与収入(パート、アルバイト等も含む。)があった方は、「収入あり」の「給与」欄に年間給与収入額を(税金等が差し引かれる前の総支給金額)をご記入ください。 ※源泉徴収票をお持ちの方は、「支払金額」欄の金額をご記入ください。 給与を2か所以上の勤務先から得ていた場合は、「主たる給与」「従たる給与」それぞれの年間給与収入金額をご記入ください。 ただし、交通費として支給されている分については、含めません。</p>	<h4>④ 年金収入がある方</h4> <p>●年金収入があった方は、「収入あり」の「年金」欄に、年金の種類および収入額を記載してください。 ※障害年金、遺族年金は、非課税年金ですので、金額は記入不要です。</p>	<h4>⑤ その他の所得がある方等</h4> <p>●営業・農業・不動産・配当・山林・雑所得・一時所得・その他課税所得等があった方は、「収入あり」の「営業等」欄に所得の種類を記入し、経費を除いた後の所得金額を記載してください。 ※退職所得は保険料の算定に使用しませんので、記入不要です。 ●「専従給与」、「分離所得」、「専従控除」に該当する場合、それぞれの箇所にご記入ください。</p>
---	--	---	--	---